平成２５年（フ）第３９２号
新潟市北区すみれ野２丁目７番23号
債務者　池田　重男
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７０号
神戸市兵庫区門口町１番18号　門口マンション202号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目14番８―202号
債務者　和輝こと　坂部　和男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　　満
4　破産債権の届出期間　平成25年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市九日市上町324番地の12
債務者　谷口運送こと　谷口　岳人
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後４時35分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県豊岡市竹野町竹野1634番地の13
債務者　谷口加代子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
新潟市中央区学校町通３番町5323番地277、前住所新潟市中央区窪田町２丁目133番地
債務者　後藤　傳一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊津　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２１６号
大阪府八尾市宮町５丁目３番18号
債務者　ビクトこと　笹川　良二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３１号
奈良市神功５丁目11番地の２　グリーンハウスヴィラ５―B、前住所奈良市神功３丁目14番地の１　ガーデンヒルズ高の原９―A
債務者　東　　靖昭
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２号
香川県さぬき市志度5006番地115、申立時の住所香川県高松市福岡町３丁目13番３号シャンボール福岡404号室
債務者　大橋　岳彦
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　創一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８４号
高知市朝倉横町20番８号
債務者　中平　千尊
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１８号
松江市一の谷町９番９号
債務者　坂本　　肇
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２号
函館市日吉町２丁目15番10号
債務者　緑山　一夫
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷38番地、前住所長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷1107番地４
債務者　山本　慎吾
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
宮城県石巻市築山１丁目４番43号　サンライズ築山Ｂ―２号、前住所宮城県石巻市日和が丘４丁目10番14号
債務者　古藤野　靖
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
三重県志摩市志摩町片田1040番地８
債務者　西　　倫夫
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
広島県三次市粟屋町1731、住民票上の住所広島県三次市三良坂町光清79番地３
債務者　河原　妙美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
広島地方裁判所三次支部